

平成29年度

御代田町高齢者支え合いポイント制度 登録者募集のお知らせ

■ 高齢者支え合いポイントとは…

この事業は、ボランティア活動を通じ、積極的な社会参加、地域で支え合うまちづくりを推進するとともに、介護予防にも役立てていただくことを目的としています。

65歳以上の方が介護保険施設や地域でのボランティア活動(サロン・配食サービスなど町が認めた活動)に参加し、その実績に応じて付与されるポイントに対し、年間上限**5,000円の交付金**を受け取ることができます。

■ 現在の登録者は25名。



交付金は、自分へのご褒美や活動費用の補てん、介護事業所への寄付など、活用しています！

■ 申込み・登録手順

1 登録 (3/10受付開始)

対象:65歳以上で、町が指定するボランティア活動に参加できる方
申し込み:保健福祉課介護高齢係が窓口です。
申込書、個人情報保護に関する同意書に必要事項を記載していただき、後日「支え合いポイント手帳」を交付します。

2 活動 (4/1～ポイント付与)

ポイントの対象活動は下記の町が認めた活動のみとします。
○町内介護保険施設、有料老人ホーム等における、話し相手や洗濯物の整理、掃除、外出付き添い等のボランティア活動(活動内容は各施設により異なります)。
○サロン、配食等高齢者を対象とした地域活動。
*活動内容の詳細はお問い合わせください

4 ポイントを交換する

町に「ポイント活用申請書」を提出し、③でためたポイントを交換します。交付金は口座振替とさせていただきます。

3 ポイントをもらう

②に示した活動について、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。ポイントの概要は以下のとおりです。
●1ポイント=100円換算
●おおむね1時間で1ポイント付与
●1日の上限は2ポイント
●年間の上限は50ポイント(5,000円換算)

● ボランティア保険について

登録された方は全て「ボランティア保険」に加入します。ケガや事故などの場合に所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。



人とのつながりと自分の健康のため。
生きがいづくりのきっかけとして、
ご参加をお待ちしています！

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31)2512

～思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう～

交通災害共済

東北信市町村交通災害共済は、交通事故に遭われた方を救済するための支え合い共済です。町から各世帯へ送付いたします「交通災害共済加入のご案内」通知をご持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。

平成29年3月31日までに申し込みをされた方は、平成29年4月1日から会員となることができます。どうぞお早めにお申し込みください。

【共済掛金(年額)】

15歳以上 400円 15歳未満は町負担となり、手続きや掛金は不要です。(平成14年4月2日以降生まれの方)

【共済期間】

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から平成30年3月31日までです。)

【会費納入場所】

- (株)八十二銀行本支店 ●上田信用金庫本支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)

【支払見舞金】

交通災害区分	共済見舞金の額
死亡の場合	160万円
入院1日あたり	2千円
通院1日あたり	1千円
基礎見舞金	2万円
障害者(1～2級)となられたとき上記のほかに	100万円
障害者(3級)となられたとき上記のほかに	60万円
障害者(4級)となられたとき上記のほかに	25万円
ギプス・整復固定術にボルト固定した場合、限度額の範囲内で上記のほかに	一律2万円

1. 入院・通院・基礎見舞金については、2日以上の入・通院が支給対象となります。(1日だけの通院は支払われません)
2. 基礎見舞金2万円に入・通院の金額が加算されます。
3. 傷害の支給限度額は40万円です。ただし、軽車両の事故については支給制限を受けることがあります。
4. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とみなします。

【交通事故が発生したら】

交通事故で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に連絡してください。その後、役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙等は役場総務課にてお渡しします。請求期間は、事故発生日から2年以内です。

問い合わせ先 総務課庶務係 (32)3111